

糸魚川市地域公共交通協議会 協議運賃分科会の設置

令和5年10月1日 道路運送法の改正が施行されたことに伴い、協議運賃の取扱いが変更したことから、糸魚川市地域公共交通協議会に協議運賃を協議するための協議運賃分科会を設置するもの。

糸魚川市地域公共交通協議会 協議運賃分科会の設置 概要

1. 設置に至る経緯

令和5年10月1日に道路運送法が改正されたことにより、これまで公共交通協議会で協議することで設定できた協議運賃について、「独占禁止法の疑義が生じないように公共交通協議会ではなく、構成員を限定した形での協議」と「住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置」が必要になった。

2. 法改正に伴う対応

法改正に対応するため、「糸魚川市地域公共交通協議会協議運賃分科会」を設置する。これまで公共交通協議会で協議してきた協議運賃については、「協議運賃分科会」で協議することとする。

また、令和6年春の路線バスダイヤ改正時に協議運賃の一部変更が想定されていることから、今回急ぎ書面会議での対応とさせていただきます。

3. 協議運賃分科会を構成する委員

別紙案のとおり

4. 今後の予定

令和6年2月1日	意見を聞く会（「関係者の意見を反映する措置」として開催）
2月6日	協議運賃分科会、公共交通協議会 開催
4月	路線バスダイヤ改正（変更した協議運賃を反映）

【これまで】

公共交通協議会

協議事項
・運行計画
・運行ルート
・運行便数
・運賃（協議運賃） など

【これから】

公共交通協議会

（これまで通り開催）

協議事項

- ・運行計画
- ・運行ルート
- ・運行便数 など

協議運賃分科会

（構成委員を限定し、開催）

協議事項

- ・運賃（協議運賃）

糸魚川市地域公共交通協議会 協議運賃分科会 委員名簿(案)

構成委員の選出：道路運送法第9条第4項を満たす構成となるように糸魚川市地域公共交通協議会分科会規程に基づき糸魚川市地域公共交通協議会会長が指名する。

道路運送法 第9条第4項の区分	所属等	備考
当該路線等をその区域に 含む市町村	糸魚川市	
当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者	協議運賃を設定する 事業者	該当する事業者ごとに 分科会を開催
当該路線等を管轄する 地方運輸局長	国土交通省 北陸信越運輸局長	
関係住民の 意見を代表する者	(若干名)	
事務局	糸魚川市地域公共交通 協議会 事務局	都市政策課

道路運送法 抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

糸魚川市地域公共交通協議会規約 抜粋

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

糸魚川市地域公共交通協議会分科会規程 抜粋

(組織)

第3条 分科会は、会長が指名した者をもって組織する。